



平成 28 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 M o n o t a R O
代表者名 代表執行役社長 鈴木 雅哉
(コード番号：3064 東証一部)
問合せ先 執行役管理部門長 甲田 哲也
電話番号 (06) 4869-7190

支配株主等に関する事項について

1. 親会社、支配株主（親会社を除く）又はその他の関係会社の商号等

(平成 27 年 12 月 31 日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
W. W. Grainger, Inc.	親会社	-	50.67	50.67	ニューヨーク証券取引所 シカゴ証券取引所
Grainger International, Inc.	その他の関係会社	45.74	-	45.74	-

(注) W. W. Grainger, Inc. は、Grainger International, Inc. (議決権所有割合 45.74%) 及び Grainger Japan, Inc. (議決権所有割合 4.93%) を通じた間接所有となっております。

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由 会社の名称：W. W. Grainger, Inc.

Grainger International, Inc. (以下「Grainger International」という) は W. W. Grainger, Inc. (以下「Grainger」という) の 100% 子会社であります。平成 27 年 12 月 31 日現在、同じく Grainger が 100% 間接保有する Grainger Japan, Inc. (以下「Grainger Japan」という) が保有する当社株式を含めて、Grainger は当社議決権の 50.67% を間接保有しており、当社普通株式の議決権行使等に関する実質的な判断については、Grainger が行っております。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

Grainger は、ニューヨーク証券取引所及びシカゴ証券取引所に上場する同グループの中核会社（平成 27 年 12 月 31 日現在の資本金は 54,830 千米ドル）であり、米国において事業所向けにメンテナンス、修理及び業務（MRO）用の間接資材及び消耗品等の販売を事業としております。同グループにおいては、Grainger が米国において事業を展開しているほか、関係会社（子会社及び現地資本との合弁会社）等を通じて、ヨーロッパ、カナダ、メキシコ、パナマ及び中国等の地域においても同種の事業等を展開しております。

Grainger は、上記のとおり当社の議決権の 50.67% を所有する親会社であります。当社グループは、Grainger グループにおいて日本国内を中心に MRO 販売事業を展開する企業として位置付けられており、現在 Grainger グループにおいて当社以外の事業体が日本国内で自ら事業を展開する方針を有していないものと認識しております。

(役員・取締役の兼務状況)

氏名	親会社での役職	就任の理由
David L. Rawlinson II (デヴィッド・エル・ローリンソン・セカンド)	W. W. Grainger, Inc. バイス・プレジデント 次席ジェネラル・カウンセル兼コーポレート・セクレタリー (注) 1	経営への監督機能強化として、コーポレート・ガバナンスに知見が深く、当社グループ経営に有益な意見を提示することが期待できるため

(注) 1. 同氏は、平成 28 年 1 月 1 日付でバイス・プレジデント兼オンラインビジネス・プレジデントに就任しております。

2. 当社取締役会長瀬戸欣哉は、Grainger のシニア・バイス・プレジデントを兼務しておりましたが、平成 27 年 12 月 31 日付で退任いたしました。

(取引関係)

当社グループは商品の一部について Grainger より仕入れております。

(当社の独立性の確保について)

当社は、Grainger が当社の設立以来の事業成長を評価し、日本国内における業界環境や市場動向等を踏まえて実施されている当社グループの経営方針や事業戦略を尊重する考えを有しているものと認識しております。なお、当社は Grainger 及び同グループが当面現状の当社株式保有比率 (50.67%) を超えて買い増す意向の無いことを Grainger 及び同グループに確認しており、当社の独立性は十分に確保されているものと認識しております。

4. 支配株主等との取引に関する事項

支配株主等との間に開示すべき重要な事項はありません。

5. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、当社独自の経営判断を行うことができる状況を担保するため、取締役会の構成において、親会社の役員又は従業員を兼務する取締役については、現状は 1 名体制であり、将来においても半数に満たないよう留意することとしております。

以上